

令和3年8月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和3年8月25日（水）午後2時34分

場所：本庁舎5階 5-1会議室・5-2会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和3年8月25日(水)、本庁舎5階 5-1会議室・5-2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	井 上 哲 夫
2 番	三 上 健 一
3 番	井 出 茂 康
4 番	齋 藤 義 治
5 番	小 林 正 幸
6 番	飯 田 芳 一
7 番	上 田 洋 子
8 番	加 藤 義 一
10 番	吉 原 豊
11 番	山 口 貞 雄
12 番	加 藤 登
13 番	西 山 弘 行
14 番	漆 原 豊 彦

欠席委員は、次のとおり

9 番	田 代 恵 美 子
-----	-----------

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	嶋 田 勝 弘	主 幹	草 柳 真 治	主 幹 補 佐	神 崎 雅 和
上級主査	大 西 裕 輝				

委員会の日程は、次のとおり

日程第 1 議案第 25号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 2 議案第 26号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し
出について

日程第 3 議案第 27号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に対
する意見について

日程第 4 報告第 12号 農地の転用事実に関する登記官照会について

日程第 5 報告第 13号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告に
ついて

開会 午後2時34分

事務局（嶋田勝弘事務局長） お待たせしました。若干、時間を過ぎてしまいましたけれども、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催させていただきます。

本日の委員の出席状況を申し上げます。農業委員の総数14名、出席者数13名でございます。出席委員数が委員総数の過半数を満たすため、本総会は成立していることを報告させていただきます。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

今月は、17日に黒岩神奈川県知事とお会いいたしました。また、県議会の小島議長あるいは佐々木副議長にもお会いしまして、農業会議としての意見書を提出してまいりました。

コロナ禍の中で、農業も大変厳しい状況でございますが、農業の持つ多面性を十分に生かしていただきたい、また都市農業に対する理解をいただきたいということで、県にも積極的に協力をしていただくようお願いをしてまいりました。その中でも、都市農業の重要性を、もっともっと知らしめていただきたいということも、同時にお願いをしてまいりました。

また、総会の中でも時々話題になります新規就農者に対する補助金につきまして、この補助金は、農家後継者にはなかなか対応できていないというのが現状でございましたが、今回、第2回目ということで、農家後継者に対しての補助金が支給されます。最高額が100万円ということでございますけれども、詳しいことは農業水産課あるいは農水省のホームページを見ていただくとわかると思いますが、新しい形の補助金でございます。

これは、申込期間が非常に短くて、来月の末が申込みの最終日だそうでございます。前回のように、こういう補助金が組合員並びに農家になかなか伝わっていないのではないかとということで、農協にもお願いを、連絡をしております。去年か一昨年に就農したお宅等をピックアップして、農協からアピールをして

いただくようなこともお願いをしてまいりました。

これからも、いろいろな補助金等が出されるようでございますので、機会がありましたら、また皆様方に逐次御紹介をしたいと思います。

それでは、ただいまから8月の総会を開会させていただきます。よろしく御協力のほどをお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

なお、コロナの影響に配慮しまして、スムーズな議事進行について御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

事務局（嶋田勝弘事務局長） ありがとうございます。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（草柳真治主幹） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、13番の西山弘行委員と14番の漆原豊彦委員の御両名をお願いいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

大西上級主査。

事務局（大西裕輝上級主査） 「農地法第3条の規定による許可申請について」、説明をいたします。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、5人。所有面積、耕作面積、いずれも166a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。

り。当該農地、地番、用田字中根松。地目、畑。地積、1, 560 m²。権利の種類、所有権（売買による移転）。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、地区、六会・長後。番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、2人。所有面積、耕作面積、いずれも177 a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、石川字鍛冶山、1筆、石川字中河内、2筆。地目、石川字鍛冶山が田、石川字中河内の2筆が田現況畑。地積、合計339 m²。権利の種類、所有権（売買による移転）。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

14番、漆原委員。

14番（漆原豊彦委員） 本件の申請地につきましては、県道丸子中山茅ヶ崎線にある「コメリハード&グリーン藤沢用田店」より北西に約100mの土地になります。

資料は1ページをお開きください。

地区協におきまして、譲受人と面談いたしました。

譲受人は、用田などで野菜苗の生産等を中心に農業経営を行っており、このたび、譲受人が耕作している農地に隣接する当該地を新たに取得し、農業経営規模拡大を図るものでございます。

申請地については、野菜苗を生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、続きまして、番号2について意見を求めます。

6番、飯田委員。

6番（飯田芳一委員）　本件の申請地につきましては、引地川にかかる「秋本橋」から南西に約150mと、南東に約200mの土地になります。

資料は3ページをお開きください。

譲受人は、石川と善行に農地を所有し、水稻やキャベツの生産などを中心に農業経営を行っています。

このたび、農業経営規模の拡大を図るため、当該農地を新たに取得することです。

申請地につきましては、水稻と梅を生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員）　他に意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

議案第25号について、許可することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員）　それでは、議案第25号について、許可することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第2、議案第26号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

神崎主幹補佐。

事務局（神崎雅和主幹補佐）　それでは、日程第2、議案第26号「農業経営基盤強

化促進法に基づく利用権設定等の申し出について」、説明をさせていただきます。

番号1は、打戻と瀬郷で21aを耕作する方の更新借受分です。

番号2は、瀬郷を中心に470aを耕作する方の更新借受分です。

番号3は、亀井野を中心に295aを耕作する方の更新借受分です。

番号4は、高倉で23aを耕作する方の更新借受分です。

なお、利用権設定を行う農地については、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第26号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第26号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第3、議案第27号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に対する意見について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

神崎主幹補佐。

事務局（神崎雅和主幹補佐） それでは、日程第3、議案第27号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に対する意見について」、説明をさせていただきます。

本件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業公社が、農地を貸し付けるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条

第2項の規定に基づき、藤沢市に対し農用地利用配分計画案の作成・提出について依頼し、農業水産課において計画案を作成したことから、同法第19条第3項の規定に基づき意見を求められたものです。

権利の設定を受ける借主は、このたび藤沢市において新たに農業を開始する方で、資料は6ページからとなります。

当該地では、トマト等を作付けしていくとのことで、御所見・遠藤の地区協議会におきまして、本人と面談し、就農計画等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

何かございましたら、お願いをいたします。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第27号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第27号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第4、報告第12号「農地の転用事実に関する登記官照会について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 日程第4、報告第12号「農地の転用事実に関する登記官照会について」です。

本件につきましては、横浜地方法務局湘南支局の登記官から、地目変更登記をするに当たって、農業委員会へ照会があったものです。

本来、法務局で地目変更登記をするに当たっては、県が発行する転用許可指

令書や、農業委員会が発行する非農地証明書を添付する必要がありますが、添付されていない場合、登記官は農業委員会に照会しなければならないことになっております。

また、照会を受けた農業委員会は、農林省構造改善局長通知に基づき、農業委員又は農地利用最適化推進委員3人以上と事務局職員により遅滞なく現況を確認し、県に報告した上で、2週間以内に原状回復命令を発するか否かについて回答するものとされており、本件につきましては7月27日に回答したため、報告させていただくものです。

本件の土地につきましては、市道遠藤・宮原線にある「瀬郷西交差点」から南に約100mの土地になります。

資料は11ページをお開きください。

この土地につきましては、昭和20年代頃から畜舎として利用し、2年前に廃業してからは畜舎跡地となり現在に至っております。

農地の区分は、前面が建築基準法上の道路であり、水道管及び污水管が埋設されており、近隣には御所見病院と御所見総合クリニックがあるため、「第3種農地」と判断いたしました。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の全てを満たしており、本来、非農地証明の案件ではありますが、今回は登記官からの照会ということで、令和3年7月20日に御所見・遠藤地区協議会会長の櫻井委員と地区委員の三上委員、加藤義一委員及び事務局で現地確認を行い、畜舎跡地であったことを確認しております。

また、同日付で神奈川県に報告したところ、神奈川県からは原状回復命令を発する予定はない旨7月21日付で回答を収受したことから、横浜地方法務局湘南支局に対し、7月27日付で「原状回復命令を行わない」と回答いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、いずれも報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 (番)

署名委員 (番)